

令和元年8月29日

公益財団法人

全国法人会総連合

会長 小林 栄三 殿

国税庁課税部

法人課税課長

消費税軽減税率制度対応室長

軽減コールセンター等の相談受付日に関する周知について

平素から、消費税の軽減税率制度の周知・広報等にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国税庁では、消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談につきましては、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）を設けて受け付けておりますが、令和元年9月及び10月は土曜日も受け付けることとなりました。

また、内閣府が設置する消費税価格転嫁等総合相談センター及び中小企業庁が設置する軽減税率対策補助金事務局につきましても、令和元年9月及び10月は土曜日も受け付けることとなりました。

つきましては、以下の各ホームページのリンクを貴総連合、各都道府県法連及び各法人会のホームページに掲載していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、貴総連合、各都道府県法連及び各法人会の皆様には、別添の周知用リーフレット等を併せて周知頂けますと幸甚です。

【参考1：国税庁ホームページ掲載箇所】

ホーム／税の情報・手続・用紙／税について調べる／税目別情報／消費税／軽減税率制度／消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

【参考2：消費税価格転嫁等総合相談センターホームページ】

<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

【参考3：軽減税率対策補助金事務局ホームページ】

<http://kzt-hojo.jp/>

以 上